

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成26年1月30日

徳島市監査委員	久米川 文 男
同	工 藤 誠 介
同	岡 南 均
同	吉 本 八 恵

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

都市整備部 まちづくり推進総室（都市政策課、まちづくり推進課、再開発推進室、地域交通課）、建築指導課、公共建築課、住宅課、公園緑地課、とくしま動物園、広域道整備課

2 対象期間等

平成25年4月1日から10月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

平成25年11月19日から平成26年1月27日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務については、契約の方法、手続、締結及び履行、財産管理事務については、公有財産の使用許可及び貸付け手続を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

都市整備部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

1 収入事務

使用料について、納入期限の設定が遅いものがあった。

収納金の金融機関への払込みが遅いものがあった。

2 支出・契約事務

物品購入決裁書において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。

復命書が作成されていないものがあった。

契約書における収入印紙の貼付額が適正でないものがあった。

施設修繕及び業務委託において、計画的・効率的な発注の検討を要するものがあった。

3 財産管理事務

公有財産台帳（副本）が、整備・整理されていないものがあった。

行政財産の目的外使用許可において、決裁書に根拠法令、許可理由等の記載がないものがあった。

4 その他

出勤簿に押印のないものがあった。